

京都市くらし応援給付金 (3万円給付、子ども加算)のご案内



	3万円給付	子ども加算
対象世帯	令和6年度住民税均等割 非課税世帯 ※令和6年12月13日時点で 京都市に住民登録がある世帯	3万円給付対象世帯のうち、 18歳以下の子ども(※)が いる世帯 ※平成18年4月2日生まれ以降 の子ども
支給額	1世帯あたり3万円 (1回限り)	1人あたり2万円 (1回限り)
申請期限	令和7年6月2日(月) 【必着】	令和7年6月11日(水) 【必着】 ※裏面参照

2月3日(月)から順次、上記世帯へ案内文書を送付
※手続きの方法については案内文書を確認ください。

ただし、以下の世帯は、支給対象外となります。

- 住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告の方がいる世帯
- 既に他の自治体で令和6年度の3万円給付金(※)を受給した世帯
※自治体により、給付額が異なる場合があります。
- 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等だけで構成される世帯
(例) 親(課税)に扶養されている大学生(非課税)等の単身世帯
子(課税)に扶養されている親(非課税)の世帯 等

京都市くらし応援給付金コールセンター



0120-300-854

【受付時間】平日9時~18時(土日祝を除く)

※多言語対応可
Multilingual
support

※聴覚に障害がある方は、FAX(075-741-7138)をご利用ください。

<相談窓口> 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

【支給要件に該当するが、 案内文書が届かない場合】

- 本市で課税情報等が確認できなかった世帯は、申請期限までに別途申請が必要です。

（振込予定日：不備のない申請書受付から約1か月後）

- 申請書はホームページ又はコールセンターから取り寄せてください。

- 令和6年12月13日時点の世帯にいる18歳以下の子どもの加算分は3万円給付金の申請書で申請できます。ただし、以下に該当する場合、別途子ども加算の申請が必要です。

- ① 別世帯に属する子どもを扶養する世帯
- ② 市外へ転出後に子どもが生まれた（※）世帯

※ 令和6年12月14日から令和7年5月31日までの期間
（市内で上記期間に出生した子どもは申請不要です。）

！虚偽の申請をした場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります！

申請
期限

【3万円給付】

令和7年6月2日（月）《必着》

【子ども加算】

令和7年6月11日（水）《必着》

京都市くらし応援給付金ホームページ



◀最新の情報はこちら

京都市 3万円給付金

検索

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000335118.html>

！京都市くらし応援給付金に関連する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！